

土方小学校いじめ防止基本方針



平成 27 年 4 月

掛川市立土方小学校

(令和 4 年 4 月一部改訂)

掛川市立土方小学校いじめ防止基本方針（R4）

1 いじめに対する基本認識

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第1章 総則 第2条）

※一般に「けんか」と捉えられる行為は、何らかの心身の苦痛を生じさせるものが多く、それらは法に基づき『いじめ』と認知される。

(2) 具体的ないじめの態様

- ア 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- イ 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ウ 体当たりされたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- エ 金品をたかられたり、隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- オ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- カ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

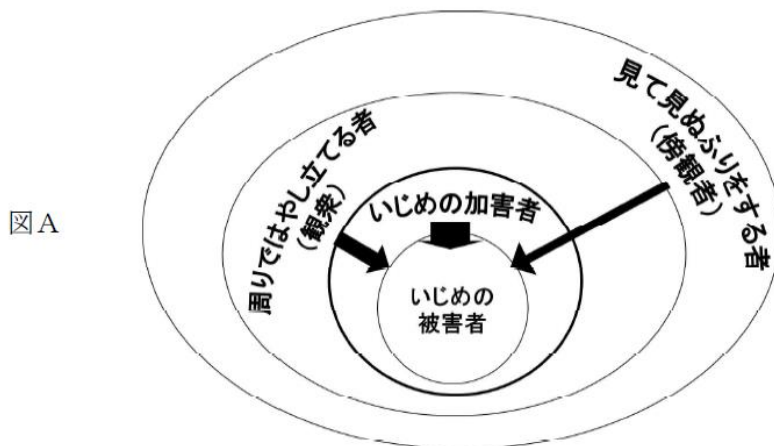
(3) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものである。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験する。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせうる。

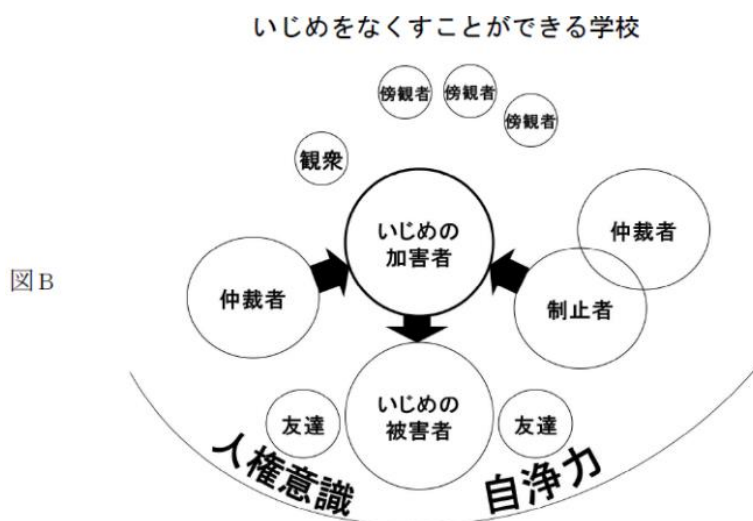
加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序や閉塞性）、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。

（掛川市いじめ防止基本方針 いじめの四層構造 図Aより）

いじめがなくなる学校（いじめの四層構造）



「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育活動全体を通じて児童一人一人に徹底する。また、いじめられている児童については、学校が徹底して守り通すという姿勢を日頃から示す。（掛川市いじめ防止基本方針 いじめをなくすことができる学校 図Bより）



いじめを許さない学校・学級づくりを進める上では、児童一人一人を大切にする教職員の意識や、日常的な態度が重要である。特に、教職員の言動が児童に大きな影響力を持つことを十分認識し、教職員自身が児童の心を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないようにする。

いじめが解決したと見られる場合でも、教職員の気付かないところで陰湿ないじめが続いていることも少なくないことを認識し、その時の指導により解決したと即断することなく、継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行う。

2 いじめの未然防止

(1) 学級経営の充実

ア 教師と児童、児童同士の共感的な態度により、一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級づくりを推進する。

イ 「あったか言葉 (アクション)」の日常的な指導をする。

ウ 規範意識を高める指導を継続的に行う。

エ 学級話し合い活動を定期的に行い、学級の諸問題の解決を図るとともに、自治的な学級集団づくりをする。

(2) 授業の充実

ア 「わかる授業、充実した楽しい授業」を通して、児童の学びを保障する。

イ 「自己存在感、共感的人間関係」のある授業づくりを進める。

(3) 人権教育・道徳教育の充実

生命尊重や公正公平を主題としていじめを取り上げ、思いやりの心やいじめを許さない心情を育てる。

(4) 「あったか言葉 (アクション)」強化週間の取組

学校で位置づける強化運動を実施する。

(5) 人間関係づくりの指導

児童のコミュニケーション力を高め、より良い人間関係が築けるよう、県教委作成の「人間関係づくりプログラムの手引き」等の活用や、アンガーマネジメントの実施等に取り組み、組人間関係のトラブルやいじめに直面した時の対処法を指導する。

(6) インターネット等に関する指導

インターネット、SNS、メール、i P a d等の怖さや正しい扱い方について計画的に指導する。

(7) 保護者や地域への啓発

城東学園や学校の活動・取組を便りやホームページ等で家庭に伝えていく。

3 いじめの早期発見

(1) 日常生活における発見

ア 休み時間や放課後等の児童との会話や遊びの様子から、児童の人間関係についての情報を収集したり、気になる子に目を配ったりする。

イ 休み時間や昼休みに、廊下やグラウンドを意識的に巡回したり、トイレや特別教室など死角になる場所を見たりして、児童の行動を把握する。

ウ 日常のカウンセリングマインドを大切にし、児童に相談の窓口を開いた状態であることを示す。

(2) このごろ調べ(児童アンケート)、教育相談

ア このごろ調べを6月、10月、2月に実施する。また、必要と認められた場合にも実施する。

イ このごろ調べをもとに、気になる子に教育相談を実施する。また、10～11月には、全児童と教育相談を実施する。

(3) 児童の情報の共有

ア 報連相を密にし、児童の問題行動を一人で抱え込まないようにする。

イ 子どもを語る会で児童についての情報交換を行い、共通理解の上で児童への指導に当たる。職員は、それぞれの立場から児童の実態把握に努め、気になる表れがあった場合はその場で指導をするとともに、学級担任等関係職員に報告する。

(4) スクールカウンセラー（SC）との連携

児童がスクールカウンセラーに相談できる環境を整えるとともに、情報交換を密にし、児童が発信する心の状況を素早くキャッチする。

4 いじめの対処

いじめ問題が生じた時には、詳細な事実確認に基づき、早期に適切な対応を行い、関係する児童や保護者が納得する解消を目指す。

(1) 基本的な対処の流れ

(掛川市教育委員会「掛川市いじめ防止基本方針」5 いじめの対処に沿う)

ア いじめ情報のキャッチ

<報告>

(ア) 最初にいじめを見つけた教職員は学級担任・学年主任・生徒指導主任に連絡する。

(イ) 連絡を受けた者は、必ず教頭、校長に報告する。**「重大事態」の恐れがある場合は、校長は市教委へ報告する。**

<留意点>

(ア) どんな小さな事案でも、連絡、報告をする。

(イ) 自分の責任であると思い込み、自分だけで解決しようとしなない。

イ いじめ防止対策組織による協議

(ア) 直ちに、「学校いじめ防止対策委員会」にて、事案に対する協議を行う。

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、学年団長（低学年・高学年）、担任、養護教諭、（SC、P代表者）等 **※定足数…半数以上**

(イ) 必要に応じて市教委や関係機関（警察・児童相談所等）との連携を図る。

(ウ) インターネット上のトラブルは、小笠教育研究協会生徒指導研究部が作成した「ネット上のトラブルに関する対応マニュアル事例集」を参考にする。

ウ 対応方針の決定と役割分担

<情報整理>

被害者・加害者・関係者・周囲の者の状況、いじめの様態等を整理する。

<対応方針>

(ア) 緊急度や危険度（自殺、行方不明、脅迫、暴行等）の確認をする。

→自殺、行方不明等、緊急度や危険度が高い場合は、市教委へ至急報告する。

(イ) 事情聞き取りや指導の際に留意すべきことを確認する。

<役割分担>

(ア) 被害者からの聞き取りと支援担当・加害者からの聞き取りと指導担当

(イ) 周囲の者と全体への指導（事案によっては聞き取り）担当

(ウ) 保護者への対応担当・関係機関との連絡担当

(エ) 事実の記録担当（必ず、事実の記録や**議事録**を残す）

※事案の内容によっては、「ウ」と「エ」が同時進行になることや、「エ」が先になることもある。

エ 事実の究明

(ア) いじめの状況やきっかけ等をじっくり聞き取るとともに、複数の情報をつきあわせ、確実な事実に基づいた指導ができるよう、関係教職員で確認する。

- (イ) 聞き取りは基本的に、被害者→周囲の者→加害者の順番で行う。
- (ウ) 聞き取る場所、時間帯、秘密の厳守等については、細心の注意を払う。
- (エ) 被害者と加害者の言い分を聞いて、よく整理してから次の段階に進む。

オ ケース会議の実施

学校だけの対処では不十分な場合は、関係機関や専門家と学校が一体となって対応を協議する「ケース会議」を実施する。

参加者の例…学校、市教委、市教育センター、市こども希望課、市福祉課、
民生委員・児童委員、主任児童委員、児童相談所、県教育相談
機関、警察署、医療機関、SC、SSW、SL 等

カ 被害者、加害者、周囲の者等への指導

謝罪は、事案の内容によって形式やタイミングは異なるが、被害者の辛い気持ちや加害者の猛省が、双方に伝わるように行う。また、いじめを許さない学校の姿勢や今後の対応策について、双方に十分理解させる。

<被害者>

- (ア) 被害者には、担任を中心に児童が話しやすい教職員が対応し、いじめを絶対許さない学校全体の姿勢や今後の指導、二度と起こさせない対応策等を説明する。
- (イ) 保護者への説明は、内容にもよるが基本的に複数の教職員で家庭訪問をする。児童同士の謝罪を行う前にするか後にするかは、状況により判断する。

<加害者>

- (ア) 加害者には、中立的な立場の教職員が話をして、被害者の辛い気持ちに気づかせ、加害者が素直な気持ちで、内省するように指導する。教育上必要がある場合は、適切に加害者に対して懲戒を加える。(いじめ防止対策推進法 25 条) ※
- (イ) 保護者への説明や被害者側への謝罪は、事案の内容にもよるが、基本的には複数の教職員で家庭訪問をし、互いに納得のいく方法を得て進める。

<周囲の者>

- (ア) 周囲の者には、いじめは学級や学年・学校全体の問題としてとらえさせ、被害者の身になって、観衆や傍観者の態度がどのように影響するか等を考えさせる。
- (イ) いじめのもとになった言動を振り返るとともに、いじめをなくすための話し合いをさせる。

キ いじめを許さない学校づくり

- (ア) 改めて、いじめを許さない学校をつくるために、未然防止の手立て及び早期発見・早期対応の手立てが十分であったか、全教職員で振り返りを行う。
- (イ) 学級経営、授業中の生徒指導、児童会活動、人権教育、道徳教育、人間関係づくり、スクールカウンセラーの活用等における自校の課題に対して、具体的な改善策を立て実行する。
- (ウ) 学校運営協議会やPTA役員会などで、いじめの対応策を説明し、意見を聞くとともに、共通理解を図り、協力体制を築く。

(2) インターネット上で行われるいじめへの対処

インターネットやソーシャルメディアの特殊性による危険性やトラブルについて、最新の動向を把握し、情報モラル教育を実施するとともに、児童、保護者、地域への啓発に努める。さらに、パソコンや携帯電話、スマートフォン、i P a d等の使用に関するマナーや家庭でのルールづくりについて保護者に協力を依頼する。

インターネットやソーシャルメディア利用によるいじめを認知した場合は、書き込みや画像の削除等の迅速な対応を図るとともに、事案によっては警察や法務局等の関係機関と連携して対応していく。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

ア いじめにより、児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたいじめの場合。

イ 欠席の原因がいじめと認められ、児童が相当の期間、学校を欠席している場合。

あるいは、一定期間連続して欠席している場合。

ウ 児童や保護者から、いじめを受けて重大事態に至ったという申し立てがあった場合や、関係者の理解が得られず困難な状況にある場合。

(2) 対処

ア 重大事態又はその疑いがあると認めた場合、市教育委員会へ速やかに報告する。

イ 教育委員会と協議の上、当該事案に対処する「学校いじめ防止対策委員会（ケース会議）」又は「掛川市いじめ防止対策推進委員会」を速やかに設置（どちらにするかの判断は市教委が行う）し調査する。学校が主体となった場合も、市教育委員会の指導を受けながら進める。

ウ 組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施するとともに、関係諸機関との連携を適切にとる。

エ 調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して事実関係、その他の必要な情報を適切に提供する。

※重大事態の調査結果は、市教育委員会を通して市長に報告される。

6 外部機関等との連携

いじめが発生した場合、本校の「いじめ防止対策委員会（ケース会議）」を中心に対応を進めていくが、いじめの実態に応じて他の諸機関とも連携して対応する場合もある。その場合は、迅速に情報を共有し合い、協力して対応に当たる。

(1) 保護者や地域との連携

ア 保護者や地域の方から児童についての情報を入手できるよう、連絡帳や本読みカードの活用や電話連絡、学校に訪問された方との日常会話などでより良い関係を築く。また、保護者、地域の方、児童からの学校評価をもとに、教育活動の改善に努める。

イ 学校ホームページや学校だより等を通して、いじめ問題に対する学校の考え方や取組（本方針など）を保護者や地域の方に周知し、共通認識に立った上でいじめ発見や対応に協力を求める。

ウ 学校評価に意見欄を設け、そこからも情報が入手できるようにする。

(2) 関係機関との連携

ア 市教育委員会との連携

- ・自殺、行方不明等、緊急度や危険度が高い場合は、市教育委員会へ至急報告し、対応を協議する。
- ・暴行、傷害事件、恐喝等の触法行為につながる可能性がある場合や、保護者の理解が得られない場合についても、市教育委員会に報告し、対応を協議する。
- ・市教育委員会が実施している i P a d を活用しての「心の相談ノート」による情報共有を通して、いじめの早期発見に役立てる。
- ・上記以外の事案については、生徒指導月例報告内の「掛川市いじめの具体的な状況」(様式6)により、毎月報告をする。

イ 掛川市教育センター、市及び県教育相談機関等との連携

- ・いじめの訴えや相談を受け付ける機関として、掛川市教育センター、市及び県教育相談機関等を児童生徒や家庭に周知する。

ウ 警察との連携

- ・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の触法行為につながる可能性がある事案は市教委と協議の上、警察との連携を図る。

エ 医療機関との連携

- ・いじめられた児童生徒が外傷を負っている場合は、速やかに受診させる。
- ・心的外傷が予想される場合は、スクールカウンセラー等と相談する。

オ 市こども希望課、市福祉課、児童相談所等との連携

- ・各関係機関と連携を図り、必要に応じてケース会議を実施する。
- ・いじめられた児童、いじめた児童の心のケアが必要である場合に相談する。その他、民生委員・児童委員、主任児童委員、保護司にも必要に応じて協力を依頼する。

掛川市教育委員会	0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 5 6
西部児童相談所	0 5 3 8 - 3 7 - 2 8 5 4
掛川市役所福祉課	0 5 3 7 - 2 1 - 1 1 4 4
掛川警察署	0 5 3 7 - 2 2 - 0 1 1 0

※体罰と懲戒

(文科省：校教育法第 11 条に規定する児童生徒の懲戒・体罰等に関する参考事例)

(1) 体罰 (通常、体罰と判断されると考えられる行為)

○身体に対する侵害を内容とするもの

- ・体育の授業中、危険な行為をした児童の背中を足で踏みつける。
- ・帰りの会で足をぶらぶらさせて座り、前の席の児童に足を当てた児童を、突き飛ばして転倒させる。
- ・授業態度について指導したが反抗的な言動をした複数の生徒らの頬を平手打ちする。
- ・立ち歩きの多い生徒を叱ったが聞かず、席につかないため頬をつねって席につかせる。
- ・生徒指導に応じず、下校しようとしている生徒の腕を引いたところ、生徒が腕を振り払ったため、当該生徒の頭を平手で叩(たた)く。
- ・給食の時間、ふざけていた生徒に対し、口頭で注意したが聞かなかったため、持っていたボールペンを投げつけ、生徒に当てる。
- ・部活動顧問の指示に従わず、ユニフォームの片づけが不十分であったため、当該生徒の頬を殴打する。

○被罰者に肉体的苦痛を与えるようなもの

- ・放課後に児童を教室に残留させ、児童がトイレに行きたいと訴えたが、一切、室外に出ることを許さない。
- ・別室指導のため、給食の時間を含めて生徒を長く別室に留め置き、一切室外に出ることを許さない。
- ・宿題を忘れた児童に対して、教室の後方で正座で授業を受けるよう言い、児童が苦痛を訴えたが、そのままの姿勢を保持させた。

(2) 認められる懲戒 (通常、懲戒権の範囲内と判断されると考えられる行為。ただし肉体的苦痛を伴わないものに限る。)

※学校教育法施行規則に定める停学・訓告以外で認められると考えられるものの例

- ・放課後等に教室に残留させる。
- ・授業中、教室内に起立させる。
- ・学習課題や清掃活動を課す。
- ・学校当番を多く割り当てる。
- ・立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- ・練習に遅刻した生徒を試合に出さずに見学させる。

(3) 正当な行為 (通常、正当防衛、正当行為と判断されると考えられる行為)

○児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使

- ・児童が教員の指導に反抗して教員の足を蹴ったため、児童の背後に回り、体をきつく押さえる。

○他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の

危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

- ・ 休み時間に廊下で、他の児童を押さえつけて殴るという行為に及んだ児童がいたため、この児童の両肩をつかんで引き離す。
- ・ 全校集会中に、大声を出して集会を妨げる行為があった生徒を冷静にさせ、別の場所で指導するため、別の場所に移るよう指導したが、なおも大声を出し続けて抵抗したため、生徒の腕を手で引っ張って移動させる。
- ・ 他の生徒をからかっていた生徒を指導しようとしたところ、当該生徒が教員に暴言を吐きつばを吐いて逃げ出そうとしたため、生徒が落ち着くまでの数分間、肩を両手をつかんで壁へ押しつけ、制止させる。
- ・ 試合中に相手チームの選手とトラブルになり、殴りかかろうとする生徒を、押さえつけて制止させる。